

労働関係法令違反があった船舶所有者を 新卒者などに紹介しないでください

新卒一括採用の慣行の中で、新卒採用時のトラブルは、職業生活に長期的な影響を及ぼす恐れがあります。

そこで、地方運輸局では、一定の労働関係法令違反があった船舶所有者を新卒者などに紹介することのないよう、こうした船舶所有者の新卒求人を一定期間受け付けないことにしました。

また、無料船員職業紹介事業者においても、地方運輸局に準じた取扱いを行うことが望ましいことが指針（※）によって定められました。

無料船員職業紹介事業者の皆さまには、次のような取組をお願いします。

- ① 船員職業安定法第34条第2項等の規定に基づき、取扱職種の範囲等について以下の例を参考に、最寄りの地方運輸局に届出等を行うよう努めて下さい。
- ② 上記届出等を行った無料船員職業紹介事業者におきましては、学校卒業見込者等の求人を受け付ける際には、裏面のチェックシートを活用し、地方運輸局が求人不受理とすることができる求人者に該当するか否かを確認してください。
該当する場合は、その求人を受け付けないよう、ご対応をお願いします。

【届出等を行う求人者の例】

取扱職種の範囲等：以下に該当する求人者からの学校卒業見込者等であることを条件とした求人は取り扱わない。

- 青少年の雇用の促進等に関する法律第33条の規定により読み替えて適用される同法第11条によって、地方運輸局が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者

届出様式については、地方運輸局にお問い合わせください。

- (※) 船員に関する青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、無料船員職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（平成27年国土交通省告示第1030号）

学校卒業見込者等の適職選択の観点から、無料船員職業紹介事業者においても、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第33条の規定により読み替えて適用される法第11条に規定する地方運輸局における求人の不受理に準じた取組を進めるため、船員職業安定法第15条第1項の趣旨である求職者の就業機会の確保に留意しつつ、法第33条の規定により読み替えて適用される法第11条に基づき地方運輸局が不受理とすることができる求人者からの学校卒業見込者等求人は取り扱わないよう、船員職業安定法第34条第2項（同法第35条第2号の場合を含む。）又は同法第40条第3項に規定する無料船員職業紹介事業の取扱職種の範囲等の届出等を行うことが望ましいこと。

自己申告書

私どもは、この求人申込みの時点において、地方運輸局における求人不受理の対象となる以下のいずれにも該当いたしません。

船舶所有者名 _____

船舶所有者所在地 _____

代表者名 _____ (印)

以下の内容に該当する場合は、チェック欄にレ点（「✓」）を記入してください。
なお、平成28年3月以降に以下の違反行為のうち1つでも該当する場合は、地方運輸局における求人不受理の対象となります。

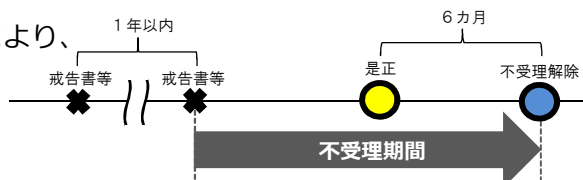
チェックシート

対象条項など、求人不受理制度の内容について国土交通省のリーフレット『労働関係法令違反があった船舶所有者の新卒求人は受け付けません！』により確認し、理解しました。 ※このリーフレットは国土交通省のホームページからダウンロードできます。

1. 労働基準法、船員法及び最低賃金法関係

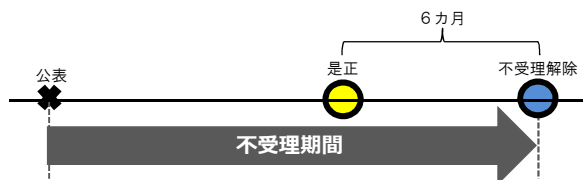
(1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、地方運輸局から戒告書等を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



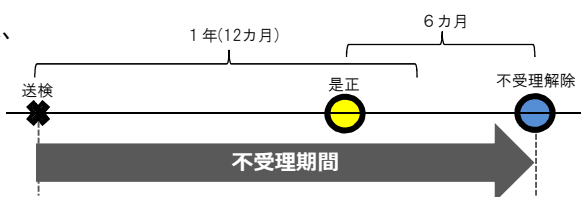
(2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



(3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 送検後1年(12カ月)が経過していない。
- c 是正してから6カ月が経過していない。

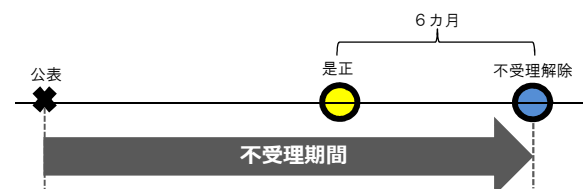


2. 男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係

(1) 対象条項違反の是正を求める勧告に従わず、企業名が公表(※)され、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。

※男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第60条第2項の規定により読み替えて適用される同法第56条の2の規定による。



3. 項目1及び項目2共通

(1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、地方運輸局による戒告書等、助言や指導、勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。